

令和4年3月28日、日置市農業委員会会長馬場恵三郎は、令和3年度3月総会を日置市東市来支所4階大会議室に召集した。

〈 会議に付した議案 〉

議案第66号	農業振興地域整備計画変更審議について	(4件)
議案第67号	農地法第3条許可申請書審議について	(15件)
議案第68号	農地転用事業計画変更申請書審議について	(1件)
議案第69号	農地法第4条許可申請書審議について	(2件)
議案第70号	農地法第5条許可申請書審議について	(11件)
議案第71号	非農地証明願出書審議について	(2件)
議案第72号	農用地利用集積計画審議について	(156件)
議案第73号	農地法第3条第2項第5号の下限面積の別段面積の設定審議について	(1件)

〈 出席委員 〉 (19人)

1番 馬場 恵三郎 (会長・議長)	2番 奥 和俊	3番 池畑 正治
4番 日高 格一	5番 迫 千穂子	6番 重水 賢治
7番 馬場 五男	8番 山口 義廣	9番 野元 政博
10番 楠 眞憲	11番 東 芳男	12番 横山 義晴
13番 地頭所 忠一	14番 池田 初男	15番 今屋 政市
16番 黒葛 クルミ	17番 今村 壽久	18番 末永 義弘
19番 春成 勝美		

〈 欠席委員 〉 (0人)

〈 出席推進委員 〉 (13人)

20番 佐藤 洋三	21番 東峯 満	22番 松崎 秀樹	23番 下池 健悟
24番 本村 敏英	25番 松崎 弘安	26番 瀧間 隆男	27番 中玉利 一朗
28番 鳩野 哲盛	29番 檜物 茂広	30番 西園 賢一郎	31番 鶴田 浩志
32番 田中 宏和	33番 藤崎 善行	34番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉 (2人)

22番 松崎 秀樹	34番 永野 彰一
-----------	-----------

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	上之原 誠	次長兼農業振興係長	石塚 健一
農地調整係長	小園 和仁	農業振興係	立和名 いづみ
農地調整係	梶村 海斗		

(開会 9時00分)

会長 ただいまから、令和3年度3月定例総会を開会します。
本日の出席委員は19名中19名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。
また、農地利用最適化推進委員13名が出席です。
それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。
まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、8番「山口義廣」委員と9番「野元政博」委員を指名させていただきます。

会長 次に、日程第2、議案第66号「農業振興地域整備計画変更審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の1頁をご覧ください。4件です。
本議案は、市長から諮問を受けましたので本総会に提案するものです。
番号1の種別は除外です。
番号2の種別は用途変更です。
番号3の種別は除外です。
番号4の種別は除外です。
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。
2番 議案第66号の番号1について報告いたします。
令和4年3月22日、私と東市来地域の委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。
農用区域外の土地利用状況から見て、農用区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められるかについては、認められます。
農用区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれは、ありません。
農用区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれは、ありません。
農用区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれは、ありません。
総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件の全てを満たすので、変更相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番 議案第66号の番号2について報告いたします。
令和4年3月22日、私と副の日高委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。
農用区域外の土地利用状況から見て、農用区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められるかについては、認められます。
農用区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれは、ありません。
農用区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれは、ありません。
農用区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれは、ありません。
総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律に定める要件を満たすので、変更相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番 議案第66号の番号3について報告いたします。

令和4年3月22日、私と伊集院地域の委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。
農用区域外の土地利用状況から見て、農用区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められるかについては、認められます。

農用区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれは、ありません。

農用区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれは、ありません。

農用区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれは、ありません。

総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件の全てを満たすので、変更相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第66号の番号4について報告いたします。

令和4年3月22日、私と伊集院地域の委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。

農用区域外の土地利用状況から見て、農用区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められるかについては、認められます。

農用区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれは、ありません。

農用区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれは、ありません。

農用区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれは、ありません。

総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件の全てを満たすので、変更相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第66号のすべて案件について、諮問のとおり変更することが相当であることに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第66号のすべて案件について、諮問のとおり変更することが相当であると決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 次に、日程第3、議案第67号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第67号、農地法第3条許可申請書審議について説明させていただきます。
資料の6頁から24頁をご覧ください。15件です。

番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は59,388㎡、作物は飼料です。

番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は26,386㎡、作物は果樹です。

番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は9,106㎡、作物は水稻です。

番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は9,858㎡、作物は水稻です。

番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は8,193㎡、作物は水稻です。

番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は7,867㎡、作物は水稻です。

番号7の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は7,842㎡、作物は水稻です。

番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は7,971㎡、作物は水稻です。

番号9の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,984㎡、作物は水稻です。

番号10の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は892㎡、作物は野菜です。

番号11の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,667㎡、作物は水稻です。
番号12の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は3,421㎡、作物は果樹です。
番号13の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は8,365㎡、作物は野菜です。
番号14の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は15,937㎡、作物は水稻です。
番号15の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は3,899㎡、作物は水稻です。
以上、計15件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長
2番

現地調査委員の報告をお願いします。

議案第67号の番号1について報告いたします。

令和4年3月22日、私と副の東峯委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

2番

議案第67号の番号2について報告いたします。

令和4年3月22日、私と副の東峯委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番

議案第67号の番号3について報告いたします。

令和4年3月20日、私と副の重水委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番

議案第67号の番号4について報告いたします。

令和4年3月20日、私と副の重水委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

- 4番 議案第67号の番号5について報告いたします。
令和4年3月20日、私と副の重水委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 6番 議案第67号の番号6について報告いたします。
令和4年3月20日、私と副の日高委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 6番 議案第67号の番号7について報告いたします。
令和4年3月20日、私と副の日高委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 6番 議案第67号の番号8について報告いたします。
令和4年3月20日、私と副の日高委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 11番 議案第67号の番号9について報告いたします。
令和4年3月21日、私と副の永野委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

- 1 1 番 議案第67号の番号10について報告いたします。
令和4年3月21日、私と副の永野委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 1 2 番 議案第67号の番号11について報告いたします。
令和4年3月19日、私と副の瀧間委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 1 4 番 議案第67号の番号12について報告いたします。
令和4年3月22日、私と副の松崎（秀）委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 1 6 番 議案第67号の番号13について報告いたします。
令和4年3月26日、私と副の迫委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 1 7 番 議案第67号の番号14について報告いたします。
令和4年3月22日、私と副の松崎（弘）委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第67号の番号15について報告いたします。

令和4年3月22日、私と副の松崎（弘）委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第67号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ございませんので、議案第67号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第67号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第4、議案第68号「農地転用事業計画変更申請書審議」を議題とします。

なお、日程第5、議案第69号「農地法第4条許可申請書審議」の番号1が関連しますので、合わせて審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の25頁をご覧ください。1件です。

番号1は、27頁の議案第69号農地法第4条許可申請書審議の番号1と関連がありますので、合わせて説明いたします。

本申請は、令和3年5月28日付指令日農委第5号12で農地法第5条の規定により許可を受けた転用事業計画を変更するため、申請がなされたものです。

変更理由について、当初、申請者は申請地北側に一般住宅と申請地に車庫を建築するとして申請されましたが、外構費及び住宅建築費が想定より高くなったため、車庫については更地の駐車場とすることで資金計画を見直すことができるため、事業計画変更するものであります。なお、既に転用済みであります。

以上、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認要件を、また、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

24番 議案第68号の番号1と議案第69号の番号1については一括して報告いたします。

令和4年3月23日、私と正の馬場会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認相当、また、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第68号の番号1と関連する議案第69号の番号1について、承認及び許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第68号の番号1と関連する議案第69号の番号1の案件について、承認及び許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第68号の番号1と関連する議案第69号の番号1の案件は、承認及び許可することに決定しました。

会長 次に、日程第5、議案第69号「農地法第4条許可申請書審議」の番号2を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 資料の27頁をご覧ください。番号2について説明します。

本申請の転用目的は、山林です。

以上、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

3番 議案第69号の番号2について報告いたします。

令和4年3月23日、私と副の春成委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は重機等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約6.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第69号の番号2について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第69号の番号2の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第69号の番号2の案件は、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第6、議案第70号「農地法第5条許可申請書審議」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 説明の前に、総会資料の訂正をお願いいたします。30頁の番号2です。
面積が1,375㎡となっておりますが、1,375㎡のうち337㎡です。お詫びして訂正いたします。申し訳ございません。
それでは資料の30頁をご覧ください。11件です。
番号1の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。
番号2の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。
番号3の転用目的は、牛舎、権利種別は所有権移転です。
番号4の転用目的は、牛舎・堆肥発酵施設・運動場、権利種別は所有権移転です。
番号5の転用目的は、公衆用道路、権利種別は所有権移転です。
番号6の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。
番号7の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。
番号8の転用目的は、駐車場及び庭園（休憩所）、権利種別は所有権移転です。
番号9の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。
番号10の転用目的は、産廃一次仮置場、権利種別は所有権移転です。
番号11の転用目的は、駐車場、権利種別は所有権移転です。
番号3は、既に転用済みのため始末書が添付されております。
番号4についても、一部転用済みのため始末書が添付されております。
番号10は、譲受人が土木事業等で受け入れた木くず等を粉砕したものを、置場として利用するもので、一部転用済みのため始末書が付いております。また、隣接地も含めた一体利用面積は6,848㎡で、他にも農地があり、今回は相続が済んだ分の申請で、相続が済んでいない分についても、済み次第申請をするよう依頼しました。
番号11については、42頁の白黒地図をご覧ください。申請地東側の1195-4について、平成26年10月に駐車場として転用許可を得て駐車場にしたそうですが、誤って今回の申請地と許可を得た1195-4との間にある里道も含めて、一体的に駐車場としてしまったそうで、今回始末書を付けての申請となりました。また、里道についても、市と払い下げの協議を行っているそうです。
以上、計11件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

24番 議案第70号の番号1について報告いたします。
令和4年3月23日、私と正の馬場会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.4haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

2番 議案第70号の番号2について報告いたします。
令和4年3月22日、私と副の東峯委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。
農地の区分については、JR湯之元駅から約200mに位置する農地であるので、第3種農地の300m以内農地と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番 議案第70号の番号3について報告いたします。

令和4年3月26日、私と副の黒葛委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、農用地区域内農地であるが、農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するので、農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番 議案第70号の番号4について報告いたします。

令和4年3月26日、私と副の黒葛委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当と一部草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、農用地区域内農地であるが、農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するので、農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番 議案第70号の番号5について報告いたします。

令和4年3月22日、私と副の鳩野委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は耕作中の農地と一部非農地相当です。

農地の区分については、日置市役所日吉支所から約150mに位置する農地であるので、第3種農地の300m以内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番 議案第70号の番号6について報告いたします。

令和4年3月22日、私と副の鳩野委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、日置市役所日吉支所から約130mに位置する農地であるので、第3種農地の300m以内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番

議案第70号の番号7について報告いたします。
令和4年3月22日、私と副の中玉利委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。
農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

9番

議案第70号の番号8について報告いたします。
令和4年3月23日、私と副の檜物委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は耕作中の農地です。
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.5haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番

議案第70号の番号9について報告いたします。
令和4年3月23日、私と副の藤崎委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。
農地の区分については、土地区画整理事業第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内にある農地であるので、第3種農地の土地区画整理区域内農地と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番

議案第70号の番号10について報告いたします。
令和4年3月22日、私と副の鶴田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当と一部耕作中の農地です。
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第70号の番号11について報告いたします。

令和4年3月23日、私と副の池畑委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第70号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第70号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第70号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第7、議案第71号「非農地証明願出書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の43頁をご覧ください。2件です。

非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。

番号1及び番号2は、20年以上経過した宅地です。

なお、番号1については、「農地法第5条許可申請書審議」の番号5、番号6と関連がありますが、測量の際に、北側宅地の方が既に越境していることが判明したため、今回の申請となったものです。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

7番 議案第71号の番号1について報告いたします。

令和4年3月22日、私と副の鳩野委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第71号の番号2について報告いたします。

令和4年3月23日、私と副の池畑委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第71号のすべて案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第71号のすべて案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第71号のすべて案件について、非農地として証明することに決定しました。

会長 次に、日程第8、議案第72号「農用地利用集積計画審議」を議題といたします。
それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。

会長 下池健悟委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

23番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 49頁から50頁の番号14、番号15、番号16、番号17、51頁の番号24です。貸借です。面積について、田はなし、畑は8,408㎡、計8,408㎡、うち再設定面積は4,073㎡、利用権設定件数は5件、うち再設定件数は3件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第72号の下池委員が関係する利用権設定の番号14から番号17及び番号24の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第72号の下池委員が関係する利用権設定の番号14から番号17及び番号24の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

下池委員に着席の連絡をしてください。

23番 [着席]

会長 次に、東峯満委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

21番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 50頁の番号18です。貸借です。

面積について、田はなし、畑は606㎡、計606㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は1件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第72号の東峯委員が関係する利用権設定の番号18の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]
会長 賛成多数です。議案第72号の東峯委員が関係する利用権設定の番号18の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
東峯委員に着席の連絡をしてください。

23番 [着席]
会長 次に、奥和俊委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。
2番 [退席]
会長 事務局の説明を求めます。
事務局 50頁の番号19です。貸借です。
面積について、田は1,117㎡、畑はなし、計1,117㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は1件、うち再設定件数はなしです。
本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。
議場 [質問・意見等なし]
会長 質疑等ありませんので、議案第72号の奥委員が関係する利用権設定の番号19の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]
会長 賛成多数です。議案第72号の奥委員が関係する利用権設定の番号19の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
奥委員に着席の連絡をしてください。

2番 [着席]
会長 次に、池田初男委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。
14番 [退席]
会長 事務局の説明を求めます。
事務局 51頁の番号21です。貸借です。
面積について、田は1,273㎡、畑はなし、計1,273㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は1件、うち再設定件数はなしです。
本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。
議場 [質問・意見等なし]
会長 質疑等ありませんので、議案第72号の池田委員が関係する利用権設定の番号21の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]
会長 賛成多数です。議案第72号の池田委員が関係する利用権設定の番号21の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
池田委員に着席の連絡をしてください。

14番 [着席]
会長 次に、春成勝美委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。
19番 [退席]
会長 事務局の説明を求めます。
事務局 57頁の番号50、78頁の農地中間管理事業分の番号65です。貸借です。

この案件につきましては、借人が春成委員と農業経営が同一であるという関係上、議事への参与を制限いたします。

面積について、田はなし、畑は2, 640㎡、計2, 640㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は2件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第72号の春成委員が関係する利用権設定の番号50及び農地中間管理事業の番号65の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第72号の春成委員が関係する利用権設定の番号50及び農地中間管理事業の番号65の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

春成委員に着席の連絡をしてください。

19番 [着席]

会長 次に、地頭所忠一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

13番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 63頁の番号75、64頁の番号78、79頁の農地中間管理事業分の番号68、番号69です。貸借です。

79頁の農地中間管理事業分の番号68、番号69につきましては、借人が地頭所委員と農業経営が同一であるという関係上、議事への参与を制限いたします。

面積について、田は902㎡、畑は2,929㎡、計3,831㎡、うち再設定面積は1,702㎡、利用権設定件数は4件、うち再設定件数は2件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第72号の地頭所委員が関係する利用権設定の番号75、番号78、農地中間管理事業の番号68及び番号69の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第72号の地頭所委員が関係する利用権設定の番号75、番号78、農地中間管理事業の番号68及び番号69の案件は、市長へ、その旨、答申します。

地頭所委員に着席の連絡をしてください。

13番 [着席]

会長 次に、迫千穂子委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

5番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 65頁の農地中間管理事業分の番号4、73頁の番号40です。貸借です。

この案件につきましては、迫委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限いたします。

面積について、田は2,334㎡、畑はなし、計2,334㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は2件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第72号の迫委員が関係する農地中間管理事業の番号4及び番号40の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第72号の迫委員が関係する農地中間管理事業の番号4及び番号40の案件は、市長へ、その旨、答申します。

迫委員に着席の連絡をしてください。

5番 [着席]

会長 次に、東芳男委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

11番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 80頁の農地中間管理事業分の番号71です。貸借です。

この案件につきましては、東委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限いたします。面積について、田はなし、畑は309㎡、計309㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は1件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第72号の東委員が関係する農地中間管理事業の番号71の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第72号の東委員が関係する農地中間管理事業の番号71の案件は、市長へ、その旨、答申します。

東委員に着席の連絡をしてください。

11番 [着席]

会長 議案第72号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 説明の前に、総会資料の訂正をお願いいたします。50頁の番号18です。

面積が606㎡で、合計面積が490㎡となっておりますが、606㎡のうち490㎡となります。606㎡の下に「うち490㎡」と追記をお願いいたします。申し訳ございません。

それでは説明に入ります。まず、所有権移転です。資料の46頁です。売買です。

面積について、田はなし、畑は4,543㎡、計4,543㎡、利用権設定件数は4件です。

次に、利用権設定分です。資料の47頁から64頁です。貸借です。

面積について、田は39,747㎡、畑は57,244㎡、計96,991㎡、うち再設定面積は43,230㎡、利用権設定件数は70件、うち再設定件数は32件です。

最後に、農地中間管理機構分です。資料の65頁から80頁です。貸借です。

面積について、田は86,859㎡、畑は16,719㎡、計103,578㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は65件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致し

ていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ございませぬか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませぬので、議案第72号の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第72号の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 次に、日程第9、議案第73号農地法第3条第2項第5号の下限面積の別段面積の設定審議を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の81頁をご覧ください。農地法第3条第2項第5号の下限面積の別段面積の設定審議について御説明いたします。

農地法第3条の許可申請を審議する際には、農地法第3条第2項第5号の規定により、農地の権利取得後の経営面積が一定未満の場合には原則不許可となっております。

その面積について、農地法では、北海道で2ヘクタール、都府県で50アールと定められているところですが、農業委員会で基準に従い、市町村の区域について、これらの面積の範囲内で別段の面積を別に定めることもできるとなっております。

本市では、平成29年度4月総会で承認され、平成29年5月1日から下限面積の別段面積を農用地区域内農地は20アール、農用地区域外農地は1アールとして適用しているところです。

農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないので、変更しないものとして提案するものでございます。説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 はい、ありがとうございます。ただいまの説明について、何かご質疑等は、ございませぬか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませぬので、議案第73号の下限面積の別段面積について、提案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第73号の案件については、提案のとおり決定しました。

会長 次に、農業委員会の法令遵守の取組について、事務局から説明があります。

事務局 農業委員会の法令遵守についてお話いたします。

資料の決議文は、令和元年10月に農地転用に係る収賄の疑いにより逮捕されるという不祥事が続けて発生したことを踏まえ、令和元年11月28日開催の全国農業委員会会長代表者集会において、農業委員会等の綱紀保持に関する申し合わせが決議されました。これを受け、本市農業委員会でも令和2年1月28日の総会において、申し合わせ決議を行ったものです。

法令等の遵守は基本である「法令違反をしないこと」に加えて、「社会的倫理を守る」といった、広範囲の意味として使用されるのが現在では一般的となってきました。

裏面の「信頼される農業委員会であるために」をご覧ください。

農業委員会を組織する農業委員・推進委員及び事務局職員が、常に持つべき基本的な考え方の一つは、権限を行使する上で、基本は「公正」と「公平」であること。「公正」とは、客観的な基準に合致していること。事務処理に透明性があること。世間に説明できること。

「公平」とは、同一種類の案件には同一の結論。人や時点によって結論が左右されないことです。

そしてもう一つは、善良なる管理者の注意義務で、適正な組織・業務運営に力を尽くすべきであり、間違っても個人の都合を優先させてはいけません。リスクを伴う地位にある者は、その地位に応じた

注意義務を果たさなければなりません。

善良なる管理者とは、受託した農地法に係る管理を行う場合には、地位のある人として通常要求される注意義務を払うことです。

その他の法令違反としての不祥事では、農業委員が個人情報の記載されたリストを自宅に持ち帰り、紛失した事案などがあります。次に事務局職員の不祥事として、農用地利用集積計画に基づく農地売買に関する所有権移転の嘱託登記を行っていなかった。酒気を帯びた状態で乗用車を運転し、中央分離帯に衝突する事故を起こしたなどの事案も報道されています。

3個人情報の取り扱いについては、農業委員会は農地台帳や農地の申請書類等により、多くの個人情報を扱っています。そのため、農業委員会法第14条と第24条では、農業委員と推進委員に「職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする」という秘密保持義務が課されています。農地所有者や貸借人の住所などの特定の個人を識別できる情報や賃借料の金額なども職務上知り得た秘密に該当します。

4パワーハラスメント（パワハラ）とはについては、地位の強い者による「自らの権力や立場を利用した嫌がらせやいじめ」のことです。

セクシャル・ハラスメント、マタニティー・ハラスメント、モラルハラスメントなど、様々なハラスメントがあります。そもそもハラスメントとは、広い意味で人権侵害の意味があり、人格と尊厳を傷つける言動で相手方に不利益や不快感を与える行為を言います。自分では何気ない一言でも、受け取る人が不快と感じるかもしれません。自身の言動に十分留意してください。

以上、信頼される農業委員会であるために、高い倫理観を持ち、法令を遵守しましょうという話をさせていただきました。

この法令遵守の取組については、毎年度1回以上の注意喚起を行うことが必要であるとされていますので、来年度もこの時期にお話をさせていただきます。

会長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質疑等は、ございませんか。

議長 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、令和2年1月28日に決議した法令遵守の申し合わせのとおり、私たち農業委員・農地利用最適化推進委員は、法令遵守と高い倫理観を持ち、農業委員会活動に取り組んでいくことを確認しました。

会長 以上で、本日のすべての審議は終了いたしました。

閉会のあいさつを会長代理にお願いします。

2番 令和3年度3月総会を閉会します。

(閉会 10時45分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会長

8番

9番